

令和5年5月8日

地域包括支援センター長様
居宅介護支援事業所管理者様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
医療衛生推進室医療衛生企画課

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更に伴う対応について

平素は、本市高齢者保健福祉施策の推進及び介護保険事業の運営に御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制については、これまでは保健所の関与を前提とした特別な対応を行ってきましたが、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更されることにより、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行します。

これまでは都道府県等が実施していた入院調整については、令和5年5月8日以降、段階的に医療機関間の調整に移行することとされ、まずは軽症及び中等症Ⅰ患者から医療機関間の調整に移行します。

地域包括支援センター職員及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員におかれましては、高齢者又はその御家族から、発熱時等の医療機関受診に関する問合せや相談があった時は、下記のとおり対応いただきますようお願いいたします。

記

1 5類感染症への移行に伴う制度の変更点

療養者支援や医療費等の制度の変更点については、次のホームページを御参照ください。

【京都市情報館】5類感染症への移行に伴う制度の変更点

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000311783.html>

2 発熱時等の医療機関受診に関する問合せや相談があった時の対応

① まずは、かかりつけ医療機関に相談するように説明してください。

② 何らかの事情により、かかりつけ医療機関を受診できない場合は、京都府ホームページで公表されている外来対応医療機関の中から選んで受診するように説明してください。

【京都府ホームページ】検査・診療を希望される方へ（新型コロナウイルス感染症に関連する情報）

https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/shinryo_kensa.html

3 新型コロナウイルス感染症患者の入院に関する問合せや相談があった時の対応

令和5年5月8日以降は医療機関が入院調整を実施しますので、新型コロナウイルス感染症との診断を受けた医療機関に相談するように説明してください。

4 京都府・京都市が設置する相談窓口

令和5年5月8日以降、発熱時等や新型コロナウイルス感染症患者の治療に関する相談は、医療機関が対応しますが、令和5年9月末までは、京都府・京都市でも次の相談窓口を設置しています。

＜発熱時等の受診相談＞

きょうと新型コロナ医療相談センター（075-414-5487）

＜感染判明後の療養に関する相談・体調急変時の相談＞

京都市療養者相談ダイヤル（050-3614-9575）

5 新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染リスクが高い利用者への対応

次のホームページに、本市が、重症化リスクが高い高齢者をケアする高齢者施設・介護サービス事業所に対して推奨する感染防止対策を掲載しています。

介護サービス利用者が、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は感染している可能性がある場合は、次のホームページを参考に、利用中の介護サービス事業所と連携して、利用者感染防止対策への協力を依頼するとともに、必要な介護サービスが継続されるように調整してください。

【京都市情報館】新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更後の高齢者施設・介護サービス事業所における感染防止対策について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000311951.html>